

ることを必要とする職員

昭和43年6月12日政令156号

国立学校の職員を増置するため文部省本省の定員に附加すべき定員を定める政令
内閣は、国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第19条第2項の規定に基づき、この政令を制定する。

国立学校の職員を増置するため、昭和44年3月31日までの間は、文部本省の国家行政組織法第19条第1項の定員に2,152人を附加するものとする。

附 則

この法令は、公布の日から施行し、昭和43年4月1日から適用する。

○ 国家行政組織法19条

- (1) 各行政機関の所掌事務を遂行するために恒常的に置く必要がある職に充てるべき常勤の職員の定員（以下「定員」という。）は、法律でこれを定める。
- (2) 特別の事情により前項の定員を緊急に増加する必要が生じた場合においては、同項の規定にかかわらず、附加すべき定員は、一年以内の期間を限り政令でこれを定めることができる。
- (3) 前項の規定に基づく政令により附加された定員で一年をこえて置く必要があるものについては、すみやかに、第一項の規定に基づく法律を改正する措置がとられなければならない。

8-3

昭和44年4月25日

日本学術会議のあり方を根本的に検討するにあたって（声明）

第53回総会

日本学術会議が、わが国の科学者の内外に対する代表機関として発足して以来、ここに20年を経た。この間本会議は、原子力平和利用における民主、自主、公開の三原則の確立など、日本の科学の健全な発達のために常に努力を続けてきた。

しかし、この20年間における世界の科学の発展とそれが人類社会に及ぼす影響の極大化および科学を正しく発展させるのをはばむ外的条件の増加は、科学者たるもの責任を著しく増大せしめた。これに伴って、日本学術会議の任務もまた一層重大になったことは言うまでもない。

日本学術会議は、この重要な時期にあたって、その機能をよりよく發揮せしめるために、第7期の終りに、本会議のあり方について内外から意見なし批判を求めた。

われわれ第8期会員は、その回答をも参考しつつ、本会議の運営の改善を図るとともに、日本学術会議本来の責務である科学の全領域の調和ある発展と科学の国民生活への反映、浸透を実現するために必要に応じては、本会議の組織の大幅な改革を含め、一層の努力を傾ける覚悟である。

こうした決意をもって事に当たるためには、日本の全科学者の協力が不可欠である。ここにわれわれは、われわれの決意を表明するとともに、全国の科学者の鞭撻と協力を強く期待するものである。